

雇用調整助成金 不正受給 の対応を 厳格化 します 不正受給は「刑法第246条の詐欺罪」等に問われる可能性があります

事業所名等の 積極的な公表 予告なしの現地調査

- 不正受給した事業所名等を**積極的に公表**します
- 都道府県労働局が、事前**予告なしの現地調査**（事業所訪問・立入検査※）を行います
- 都道府県労働局が求める**書類等を提示し、実地調査に協力**してもらう必要があります
- 不正「**指南役**」の**氏名等も公表**の対象となる場合があります

※雇用保険法第79条に基づく検査です。支給決定から5年間は現地調査を行う場合があります。申請事業主は提出書類の保存が必要です。**検査を拒む等協力いただけない場合は雇用保険法に基づく罰則が科せられることがあります。**

返還請求 (ペナルティ付き)

- 不正に該当する部分だけを返還するのではなく、**不正発生日を含む期間以降の全ての金額を返還**してもらいます
- 「不正発生日を含む期間以降の全額」 + 「不正受給額の2割相当額」（**ペナルティ**） + 「延滞金」の合計額を返還請求します

5年間の 不支給措置

- 雇用調整助成金だけでなく、**他の雇用関係助成金も5年間の不支給措置**となります
- 不正受給は、あなたの会社や従業員の生活に深刻な影響を招きます

捜査機関との 連携強化

- 都道府県労働局は、不正受給対応について**都道府県警察本部と連携を図り、情報共有等を行いながら積極的に調査**をすすめています
- 悪質な場合、**捜査機関に対し刑事告発**を行います

ご一報
ください

申請事業主の皆さま

- ・ 申請内容に誤りがあった場合
- ・ 受給した助成金の返還を希望される場合

※下記連絡先までお電話ください